

オオキンケイギクは「特定外来生物」です



オオキンケイギクは、日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、外来生物法により「特定外来生物」に指定され、**栽培、運搬等**が禁止されています。

オオキンケイギクとは

- ・明治中期に観賞用・緑化用として持ち込まれ定着しました。
- ・5～7月頃に黄色い花を咲かせ、花びらの先端は不規則に4～5つに分かれ、草丈は50～70cmで、葉は細長い楕円形で両面に毛があります。
- ・繁殖力が強く強健なため、日本に昔からある植物を駆逐してしまいます。



育成初期の葉



成長が進んだ葉



駆除はどうすればいいの？

【その場で枯らせる場合】

- ①根元から株ごと抜き取る(種子を落とさないよう注意してください)
- ②種子や根を落とさないよう袋に入れ密閉し、天日干しで枯死させる(または腐らせる)
- ③地域ごとの燃えるごみの収集日に出してください。

【生きたまま運ぶ場合】

下記の条件を満たせば、駆除したオオキンケイギクの運搬が可能です。

- ①回覧板や掲示板等で特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前にお知らせする。
- ②駆除後は、丈夫な袋に入れしっかりと口を縛る等で運搬中の落下や種子の飛散等を防止する。
- ③処分を目的として上野原市クリーンセンターに運搬する。



・オオキンケイギクは「特定外来生物」として法律で栽培が禁止されています。(違反すると個人の場合は最高懲役3年以下、300万円の罰金、企業等の場合は、1億円以下の罰金が科されます)